

会 議 案 第 1 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年3月25日

大 津 市 議 会 議 長
竹 内 基 二 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
幸 光 正 嗣

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第5章 発言（第23条—<u>第33条の2</u>） （緊急質問等）</p> <p>第33条 議員は、質問（質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条及び次条において同じ。）が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常 の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 一略一</p>	<p>目次</p> <p>第5章 発言（第23条—<u>第33条の3</u>） （緊急質問等）</p> <p>第33条 議員は、質問（質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条及び<u>第33条の3</u>において同じ。）が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常 の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>（オンライン会議システムによる質問等）</u></p> <p><u>第33条の2</u> 議員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により議場へ参集することが困難であると認められる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「<u>オンライン会議システム</u>」という。）により一般質問又は代表質問（前条第1項の規定により議会の同意を得て行うものを含む。以下この条において同じ。）をすることを希望するときは、<u>法第115条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、議長の許可を得て、オンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をすることができる。</u></p> <p>2 議長は、前項の許可をするときは、当該許</p>

<p>(文書による再質問)</p> <p><u>第33条の2</u> 一略一</p> <p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第53条 <u>議場に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</u></p>	<p><u>可を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>議長は、議員がオンライン会議システムにより一般質問又は代表質問をする場合において法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。</u></p> <p>(文書による再質問)</p> <p><u>第33条の3</u> 一略一</p> <p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第53条 <u>何人も、携帯品等により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本会議におけるオンライン会議システムによる一般質問及び代表質問を可能とするため、所要の改正を行うもの